

補助事業の名称	補助事業の目的	補助対象事業	補助対象者	補助対象経費 (国・県等の補助金等を除く。)	補助率・補助限度額等	支払方法	補助対象事業・補助対象者等の要件等
小規模事業者経営改善普及事業費補助金	商工会議所・商工会の会員である小規模事業者の経営又は技術の改善発展を図り、会員事業所の経営安定及び活力の創造を図る。	・小規模事業者経営改善普及事業	商工会議所、 商工会	・商工会議所 特別会計のうち、一般管理費、特別積立金及び予備費を除く費目 ・商工会 商工会会計のうち、経営改善普及事業指導職員設置費及び経営改善普及事業指導事業	(補助率) 4分の3以内 (補助限度額) ・商工会議所 7,000千円以内 ・商工会 4,200千	概算払とすることができる。	県が補助対象事業としている事業であること。
商工会広域連携事業費補助金	商工会が実施する広域連携事業を支援することにより、商工会地域の活性化を図る。	・広域連携事業	商工会	・広域事業費負担金に係る経費	(補助率) 10分の9以内 (補助限度額) 1,350千円	概算払とすることができる。	
人材育成事業費補助金	市内中小企業の経営者（幹部を含む。）及び従業員の資質向上を図ることにより、地域経済の振興を図る。	・中小企業大学校（人吉校）研修参加事業	中小企業者	・中小企業大学校が定める受講料（参加負担金、資料代等で、寮費、懇談会費を除く。）	(補助率) 受講料の2分の1以内 (補助限度額) 1申請（1研修）につき、50千円を補助限度とし、1研修当たりの1補助対象者からの参加人数は、3名以内とする。	確定払	<ul style="list-style-type: none"> 補助対象者が従業員を参加させる場合は、市内の事業所に勤務している従業員に限るものとする。 補助金交付申請は、1研修ごとに行い、補助金交付申請者が1会計年度に補助金交付申請を行うことができる回数は、2回（2研修）以内とする。 商工会の研修助成を受けた場合は、その研修コースについては、市の助成を認めないものとする。 補助金交付申請に当たっては、中小企業大学校が発行する修了証書の写し及び受講料の支払を証明する書類の写しを添付することとし、助成制度を有する商工会の会員については、所属する商工会が発行する商工会助成を受けていない旨の証明書等を添付するものとする。
	6商工会の会員及び通り会連絡協議会会員を対象にした研修会を開催し、地域産業の活性化を図る。	・集合研修開催事業	特認団体	・研修に要する経費（講師謝金、講師旅費、需用費（講師接待に伴う食糧費は可）、役務費、使用料及び賃借料（会場借上料））	(補助率) 2分の1以内 (補助限度額) 1団体 180千円	概算払とすることができる。	<ul style="list-style-type: none"> 補助対象者となる特認団体とは、市内の6商工会の協議会等の組織及び都城市通り会連絡協議会をいう。 研修会の内容は、商工業者の経営能力の向上を図る実務的なものであること。

	市内中小企業者等を対象とした簿記講習会を開催することにより、簿記知識の習得を促進し、中小企業の振興を図る。	<ul style="list-style-type: none"> ・中小企業者等支援事業（初級簿記） 	商工会議所	<ul style="list-style-type: none"> ・講師謝金 	<p>（補助限度額） 400千円を補助限度とし、補助対象経費から受講者負担金を差し引いた額を補助金の額とする。</p>	概算払とすることができる。	<ul style="list-style-type: none"> ・受講者が20名に満たない場合は、市の助成を認めないものとする。
調査等事業費補助金	各種経済調査の実施や商工団体のビジョン策定の支援を行うことにより、本市の経済活性化、商店街等の活性化を図る。	<ul style="list-style-type: none"> ・経営動向調査事業 ・商店街通行量調査事業 ・商店街診断事業 ・その他これらに類する計画策定及び調査事業 	<ul style="list-style-type: none"> 商工会議所 商工会 組合 まちづくり会社 	<ul style="list-style-type: none"> ・賃金 ・報償費 ・旅費（専門家旅費） ・需用費（食糧費を除く。） ・役務費 ・委託料 ・使用料及び賃借料 	<p>（補助率） 3分の1以内</p> <p>（補助限度額） 1事業 1,000千円</p>	概算払とすることができる。	<ul style="list-style-type: none"> ・「計画策定事業」に係る計画とは、事業実施を前提としている商業・商店街活性化ソフト事業に関する実施計画をいう。 ・「調査事業」とは、商業・商店街等の活性化及び地域経済の発展に資する基礎調査、活性化事業等の事業推進を図る基礎調査に係るものをいう。 ・日本商工会議所や商工会連合会など他の団体、機関からの委託調査事業については、当該委託料を除いた額を補助対象経費とする。
	共同ソフト事業を実施することで、個店、商店街の魅力づくりや商業等の活性化を図る。	<ul style="list-style-type: none"> ・コミュニティビジネス構築事業（買物代行、宅配など） ・情報化推進事業（ネット販売事業の立上げ） ・商店街サービス事業 ・先進地視察研修事業 ・その他商店街活性化に資する事業（イベントを除く。） 	<ul style="list-style-type: none"> 商工会議所 商工会 組合 通り会等 特認団体 	<ul style="list-style-type: none"> ・報償費（当該団体の構成員に対するもの、販促景品を除く。） ・旅費 ・需用費（食糧費を除く。） ・役務費 ・委託料 ・使用料及び賃借料 ・原材料費 	<p>（補助率） 3分の1以内。ただし、以下の事業は、3分の2以内とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・商店街等一店逸品創出事業 ・コミュニティビジネス構築事業 <p>（補助限度額） 1団体 1,000千円</p> <p>（事業費限度額） 総事業費200千円以上</p>	概算払とすることができる。	<ul style="list-style-type: none"> ・各補助対象事業は、立ち上げ年度を含め3年を限度に助成措置を講じる。ただし、コミュニティビジネス構築事業については、市長が必要と認めた場合に限り、3年の限度を超えて助成することができる。 ・補助対象者となる特認団体は、補助対象事業を実施するために組織化された概ね20名以上の会員を有する団体をいう。 ・各補助対象事業は、当該事業を実施しようとする団体が策定した「商店街等活性化行動計画」に基づく事業であること。（商工会議所、商工会を除く。） ・「商店街サービス事業」とは、商店街のイメージアップを図る事業で、来街者湯茶サービス、傘の無料貸出し、トイレ貸出しなどで、共通駐車券事業及びスタンプ事業等は除く。 ・「先進地視察研修事業」は、当該団体が策定した「商店街等活性化行動計画」に基づく事業の実施を前提条件に、事業実施年度の前年度又は前々年度に実施する場合に限る。1団体年1回、50千円限度、1事業につき2回を限度とする。 ・先進地視察研修事業の旅費については、九州管内（沖縄を除く。）を補助対象とする。 ・「その他商店街活性化に資する事業」については、共同販売促進事業、商店街環境美化活動（プランター植栽、清掃活動）、新規イベント事業は除く。

商店街等活性化ソフト事業費補助金	商店街地区の街並み景観形成の創出を推進することにより、来街者増、歩行者通行量の増大を図る。	・商店街共同装飾事業	組合 通り会等	・対象となる補助事業に要する経費（講師謝金、需用費（食糧費を除く。）、役務費、委託料、原材料費、備品購入費）	(補助率) 3分の1以内 (事業費限度額) 総事業費200千円以上	概算払とすることができる。	<ul style="list-style-type: none"> 補助対象事業は、当該団体の全会員で締結した「まち並み協定」又はこれに類する総会決議等に基づく事業であり、街並みのデザインコンセプトが明確であること。 補助対象事業は、店前装飾、フラッグ掲揚、イルミネーション設置など店舗外装飾に限り、店内装飾は除く。 補助対象事業は、街並み景観に配慮した話題性と統一性のある事業で、自治公民館等が取り組んでいるレベルの「花プランター設置」は除く。 補助対象事業のうち、店前装飾については全会員のうち小売商業・サービス業に従事する会員の3分の2以上が、同一年度内又は3年程度の年次計画に基づき取り組むものであること。
	商店街において小規模イベントを開催することにより、日常的な賑わい創出を図る。	・小規模商店街イベント開催事業	中心市街地活性化区域内の 組合 通り会等	<ul style="list-style-type: none"> 賃金（当該団体の構成員に対するものを除く。） 報償費（当該団体の構成員に対するもの及び販売促進に係る抽選会賞品・景品を除く。） 旅費 需用費（食糧費を除く。当日弁当は可。） 役務費 委託料 使用料及び賃借料 工事請負費 原材料購入費 備品購入費 負担金 	(補助率) 2分の1以内 (補助限度額) 1事業当たり 250千円	概算払とすることができる。	<ul style="list-style-type: none"> 補助対象者が主催し、かつ事務局機能を担うものであること。 小規模商店街イベント開催事業及び地域還元イベント開催事業の対象となる事業は、当該事業が実施される商店街地区等において販売促進事業を同時並行的に取り組む集客イベント事業とし、単なる集客イベント、販売促進イベントは、補助事業の対象外とする。 小規模商店街イベント開催事業については、同一年度内に2以上の事業を実施することができる。 商店街にぎわい・交流イベント開催事業については、当該事業が実施される商店街地区等において、可能な限り販売促進事業を同時並行的に実施すること。 補助対象者となる特認団体とは、イベント実行委員会等の組織をいう。
	地域商工業者による物産振興、販売促進などを目的にしたイベントを同時並行的に実施する地域イベントを開催することで、地域に支持される商工団体を目指す。	・地域還元イベント開催事業	中心市街地活性化区域外の 組合 通り会等	(補助率) 2分の1以内 (補助限度額) 1事業300千円 (事業限度額) 1団体につき1事業に限る。			

	<p>地域商工業者による物産振興、販売促進などを目的にしたイベントを同時並行的に実施するイベントを開催することにより、地域に支持される商工団体、商店街振興、賑わいづくりを進める。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・商店街にぎわい・交流イベント開催事業 みやこんじょ七夕まつり 祇園まつり 盆地まつり 秋祭り 味菜夜市 中央商店会イベント 	<ul style="list-style-type: none"> 商工会議所 商工会 組合 特認団体 	<ul style="list-style-type: none"> ・賃金（当該団体の構成員に対するものを除く。） ・報償費（当該団体の構成員に対するものを除く。） ・旅費 ・需用費（食糧費を除く。当日弁当は可。） ・役員費 ・委託料 ・使用料及び賃借料 ・工事請負費 ・原材料購入費 ・備品購入費 ・負担金 	<p>（補助率） 2分の1以内</p> <p>（補助限度額） ・七夕まつり 300千円以内</p> <p>・祇園まつり（中町・上町） 1,200千円以内</p> <p>・盆地まつり 4,500千円以内</p> <p>・秋祭り 400千円以内</p> <p>・味菜夜市 400千円以内</p> <p>・中央商店会イベント 200千円以内</p>	<p>概算払とすることができる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 補助対象経費のうち、販売促進を主にした広告関連経費（印刷製本費及び広告料等）は、補助対象外経費とする。 ・ 小規模商店街イベント開催事業及び地域還元イベント開催事業の各補助対象事業は、当該事業を実施しようとする団体が策定した「商店街等活性化行動計画」に基づく事業であること。
	<p>商店街内の街路灯・アーケードを適切に維持管理することで、商店街内における防犯機能を高めるとともに、地域住民の安全を確保する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・特定商店街共同施設等維持管理事業 街路灯等維持管理事業 	<ul style="list-style-type: none"> 商工会 組合 通り会等 	<ul style="list-style-type: none"> ・光熱水費（電気代） 	<p>（補助率） 3分の1以内</p> <p>（補助限度額） 300千円</p>	<p>概算払とすることができる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 補助対象事業は、街路灯及びアーケード内照明灯に係るもので、補助対象者が設置した施設に限る。 ・ 当該補助対象事業により補助金の交付を受ける者は、別に定める防犯灯関連補助金の交付は、受けることができない。 ・ 旧1市4町が事業主体となって商店街に設置した街路灯については、電気代等の維持管理経費は当該商店街団体で負担し、補助金は、交付しないものとする。
<p>地域産業等競争力強化事業費補助金</p>	<p>農山村、中山間地域における商業機能等を維持・確保することにより、地域住民の福祉の向上を図る。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・スタンプ・カード事業 ・商品券発行事業 ・その他地域商業機能の維持・確保に資する事業 	<ul style="list-style-type: none"> 商工会 組合 通り会等 	<ul style="list-style-type: none"> ・対象となる補助事業に要する経費（食糧費を除く。） 	<p>（補助率） 5分の3以内</p> <p>（補助限度額） 1事業1,200千円</p>	<p>概算払とすることができる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 補助対象者のうち、「組合」及び「通り会等」については、農山村、中山間地域における団体と判断されるものに限る。ただし、山田町商工会においては、合併に伴う補助金総額の調整のため、商品券発行事業に対しては、補助金を交付しないものとする。